

補聴器の購入費 最大 25,000 円を助成

加齢に伴う高齢者の難聴は、他者との会話に加わりにくくなり、社会的孤立状態を招きやすくなるなど、社会的・認知的刺激の低下につながり、認知症のリスクを高めると言われています。

認知症の予防につながる生活習慣を実践できるよう、補聴器の購入助成を行うことにより、高齢者の認知症予防や日常生活の質の向上を図ります。

以下のすべてに該当する方が対象

- ① 枚方市内に居住し、枚方市に住民登録のある 65 歳以上の方
- ② 聴覚障害による身体障害者手帳の交付対象ではない方
- ③ 補聴器の必要性を認める医師の証明を受けた方(両耳の聴力レベルが中等度難聴程度)
- ④ 過去に本事業の補助金の交付を受けたことがない方

※令和 7 年 11 月 4 日より対象者を拡大し、市民税課税世帯の方も対象となりました。

助成内容

補聴器(本体)1台分の購入費用 上限 25,000 円(1 人1回限り)

※集音器、修理・メンテナンス費用、診察料、検査料、送料等は対象になりません。

申請書類

- 補聴器購入費補助金交付申請書(市所定の様式)
- 医師による証明書(市所定の様式)
- その他、必要な書類 ※詳細は裏面をご確認ください。

交付時期

補助金請求書提出後、おおむね1か月以内に指定の本人口座へ振り込みます。

問い合わせ・申請書等提出先

枚方市 健康福祉部 健康福祉総合相談課
〒573-8666 枚方市大垣内町 2 丁目 1 番 20 号
(電話)072-841-1401(直通) (FAX)072-841-5711

(裏面へ続きます)

手続きの流れ

※必ず**購入前**に申請が必要です

① 申請書類を入手

健康福祉総合相談課窓口(枚方市役所別館1階)にて、申請書類の用紙をお渡しします。
市ホームページからもダウンロードできます。

② 耳鼻咽喉科を受診

「補助金交付申請書(裏面が証明書)」を持参し、耳鼻咽喉科を受診してください。
医師に補聴器の使用が必要と認められたときは、証明書欄を記入してもらってください。
診察料、文書料等は自己負担です。

③ 補聴器の販売店等で、補聴器の見積書を入手

補聴器の購入を希望する販売店等で、見積書を作成してください。

④ 申請書類を提出

以下の申請書類を、健康福祉総合相談課に提出してください。

- 「枚方市高齢者補聴器購入費補助金交付申請書」 必要事項を記入してください。
- 「医師による証明書」 医師の証明日から3か月以内のもの
- 補聴器の見積書 品名(型番)、金額の記載があるもの

⑤ 審査・決定後、交付決定通知書の受け取り

助成対象となる場合、市から「補助金交付決定通知書」と「補助金交付請求書」が届きます。
交付決定通知書が届くまでは、補聴器を購入しないでください。

⑥ 補聴器を購入し、領収書を入手

補聴器を購入し、購入店から領収書(宛名は対象者本人のもの)をもらってください。

領収書には品名(型番)の記載があるものとします。

補聴器の購入時には、個々の耳の形や聴力に合わせるために補聴器のフィッティング(調整)を行ってください。

⑦ 請求書類を提出

以下の請求書類を、健康福祉総合相談課に提出してください。

- 「枚方市高齢者補聴器購入費補助金交付請求書」 必要事項を記入してください。
- 補聴器の領収書 宛名が対象者本人で、品名(型番)、金額の記載があるもの

補助金交付決定日から2か月以内に、請求書類を提出してください。

請求書類受理後、おおむね1か月以内に、指定の本人口座へ補助金を振り込みます。